

返戻金制度について

求人者へ無期雇用者として雇入れ後、6ヶ月以内に求職者が本人の都合により退職した場合は、紹介手数料の一部を返金いたします。

なお、返戻条件等の詳細については、求人者と個別に定める人材紹介に関する契約書で定めます。

令和4年8月25日

株式会社mavie